

「介護サービス情報の公表制度」の平成24年度の制度見直しと 京都府における平成23年度の取扱いについて

1 「介護サービス情報の公表制度」の見直しに係る国の検討状況について

- ・ 国においては、平成24年度の介護保険法の改正の中で、本制度についても見直しを行う方向で、現在検討が進められています。

【介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）】

- ・ 利用者の立場に立って必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者等の負担を軽減するという観点から、見直しを行う。（平成24年度より実施）

▶主な制度見直しの内容

- 手数料（公表手数料、調査手数料）の廃止
- 調査は都道府県知事が必要と認める場合に実施（任意）等

2 京都府における平成23年度の取扱いについて

- ・ 京都府では、平成24年度の新制度施行に向けた経過的措置として、平成23年度の制度運営については、次のとおり取り扱うこととします。

【平成23年度の主な改正点】

- 平成23年度新規に開設された事業所に限り、報告を行っていただきます。
- 平成22年度以前に開設された事業所については、報告の必要はなく、23年度は、22年度の事業者情報を引き続き公表することとします。

■ 平成23年度から、「介護サービス情報の公表制度」の運営は、京都府指定情報公表センター（京都府社会福祉協議会）から京都府に移行します。

今後、当制度に係るお問い合わせについては、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

担当：京都府健康福祉部介護・福祉事業課事業者指導担当

（TEL075(414)4573または4605 FAX075(414)4572）

平成23年度における対応

● 平成24年度新制度施行に向けた準備

- 情報公表サーバーを国に一元化する作業を行う。
※ 公表事務に係る運営の効率化及び経費削減の観点から、各都道府県に設置している公表システムサーバーを国において一元化するためのシステムの開発を行う。

● 新制度への移行のための経過的運用

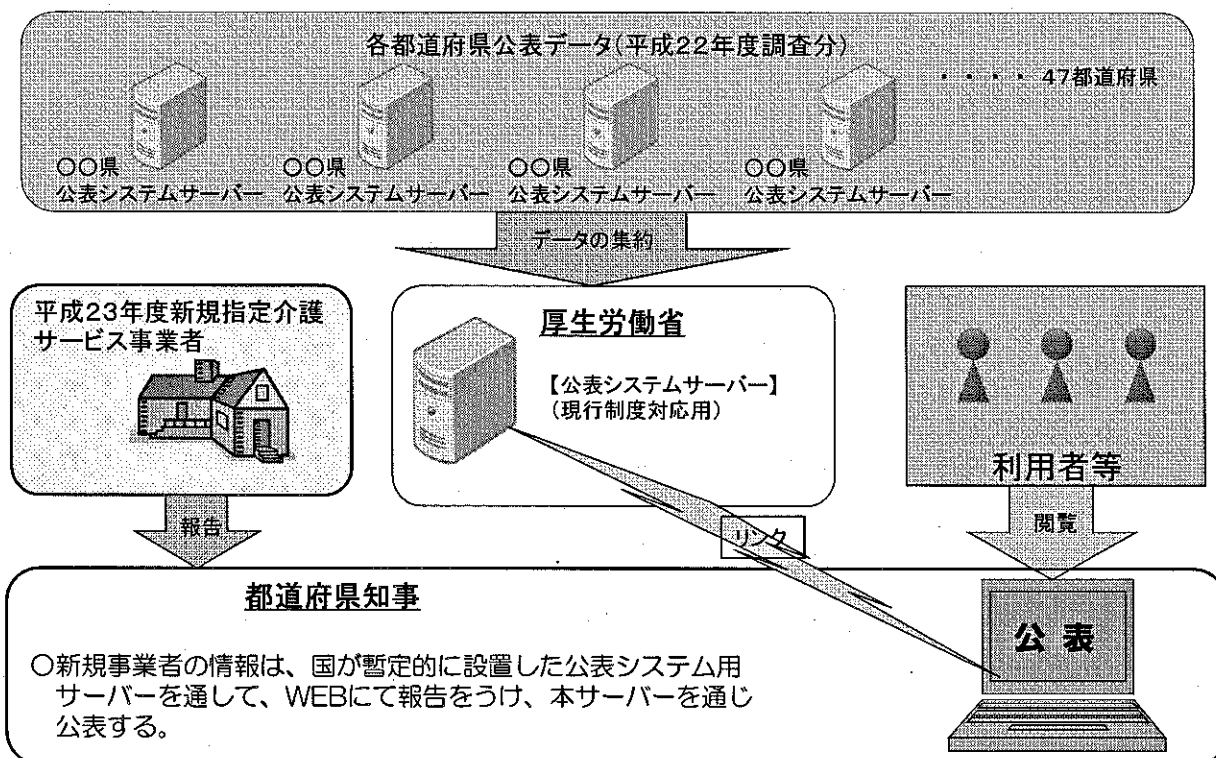
- 既存事業者については、平成23年度の報告及び調査は行わず、既に公表されている平成22年度調査分の事業者情報について、国が設置する暫定的なシステムサーバーを活用して公表する。
- 平成23年度に新規に開設するサービス提供事業者については基本情報のみ、国が設置する暫定的なシステムサーバーを活用して公表する。
※ 新規サービス提供事業者については、基本情報のみであり、調査情報は対象外
(省令第140条の45)

1

平成23年度における介護サービス情報公表

【平成24年度新制度（手数料廃止による運営）への移行のための経過的措置】

- ※ 既存事業者についての報告及び調査は一時停止する。
平成22年度の事業者情報については、厚生労働省が設置したサーバーにより公表を継続する。
平成23年度については、新規サービス提供事業のみ報告の対象とする。



2

介護サービス情報の公表制度の見直しの方向性（案）

利用者の立場に立って必要な情報が公表されることを基本としつつ、事業者等の負担を軽減するという観点から、見直しを行う。《平成24年度より実施》

● 利用者の視点に立って、分かりやすい公表方法を工夫する。

- 現行の基本情報及び調査情報の内容を原則とする。
- 検索機能や画面表示など、利用しやすいインタフェースを工夫する。
- 利用者等への利活用を推進するため、市町村との連携を図る。

● 事業所等の負担を軽減するという観点から、運営方法を整理する。

- 手数料（公表手数料、調査手数料）を廃止する。
- 1年に1回の調査の義務づけを廃止し、都道府県が必要があると認める場合に調査を行うこととする。
- 公表時期の統一化を図る。
- 予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告内容を一体化して報告できるようにする。

※ 都道府県の判断により、例えば事業者の質の評価に資する情報などを、事業者が任意で報告できることとすることを検討。

● 公表に係る事務等の効率化を図る。

- 現在、各都道府県に設置されている情報公表サーバーを国において一元的に管理することにより、効率化を図る。
- 各都道府県（又は指定情報公表センター）においては、各事業所からの情報の受理・確認・公表・啓発普及・苦情対応を行う。

● 虚偽報告等に対する対応

- 虚偽報告等の不正行為があった場合は、是正等を命じ、命令従わない場合には、指定取消又は停止。

制度見直しの内容（案）

	【現行の制度】		【制度見直し後】
手数料	・都道府県知事が条例により定める。 ・手数料（公表手数料、調査手数料）を介護サービス事業者より徴収	⇒	・手数料の廃止
調査	・介護サービス事業者が報告した調査情報について、指定調査機関の調査員が年1回事業所に訪問し調査を実施（義務）	⇒	・都道府県知事が必要と認める場合に実施（任意） ※ 基本情報も調査対象とする
公表される情報	・基本情報 ・調査情報	⇒	・同左（ただし、調査は不要） ・都道府県の判断により追加可能（報告は事業者の任意）
公表対象サービス	・介護予防サービスを含む50サービス	⇒	・介護予防サービスについては、本体サービスと一体的に運営されている場合には、報告の一体化を可能にする
公表システムサーバー	・各都道府県が設置し、管理運営	⇒	・国においてサーバーを一元的に管理 ※ 各都道府県は、国が設置したサーバーを活用して公表事務を実施
公表時期	・調査が終了した事業者から順次公表（都道府県が定める計画に基づく）	⇒	・公表期日の統一化を図る。
虚偽報告等への対応	・是正等を命じ、命令に従わない場合には、指定取り消し、又は停止	⇒	・現行のとおりに